

令和元年

総務委員会

12月10日

豊明市議会

## 総務委員会会議録

令和元年12月10日

午前10時00分 開会

午後零時00分 閉会

### 1. 出席委員

委員長	毛 受 明 宏	副委員長	ふじえ 真理子
委員	ごとう 学	委員	青 木 亮
委員	一 色 美智子		
議長	三 浦 桂 司		

### 2. 欠席委員

なし

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴 木 美智雄	議事課長	近 藤 恒 明
議事担当係長	花 井 悟 之	議事課主事	松 林 淳

### 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小 浮 正 典	副市長	坪 野 順 司
行政経営部長	藤 井 和 久	市民生活部長	馬 場 秀 樹
行政経営部次長	古 田 範 明	秘書広報課長	馬 場 千 春
企画政策課長	中 村 泰 正	財政課長	萩 野 昭 久
防災防犯対策課長	塚 田 力	市民協働課長	水 野 美 樹
市民課長	青 木 由美枝	防災防犯対策課主幹	羽 場 浩一郎
秘書広報課長補佐	山 田 隆 貴	企画政策課長補佐	矢 野 優
財政課長補佐	浦 倫 彰	防災防犯対策課長補佐	前 田 泰 之
市民課長補佐	杉 浦 由 季	人事担当係長	田 口 貴 大
協働推進担当係長	加 藤 圭	統計担当係長	小田嶋 絢 子

### 5. 傍聴議員

服 部 龍 一	堀 内 ち ほ	いとう ひろし	中 村 めぐみ
林 ゆきひろ	近 藤 ひろひで	鵜 飼 貞 雄	清 水 義 昭
郷右近 修	宮 本 英 彦	近 藤 千 鶴	近 藤 郁 子

近 藤 善 人

6. 傍聴者

なし

午前10時開会

○総務委員長（毛受明宏議員） おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶を願います。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は6つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますようよろしくお願いいたします。

○総務委員長（毛受明宏議員） 議長より挨拶を願います。

○議長（三浦桂司議員） 私も委員ですので、若干の質問をさせていただきます。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は自席待機といたしたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おきを願います。

（関係職員以外退席をなす）

○総務委員長（毛受明宏議員） 本日の傍聴につきましては、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

事前に提出いただきました資料要求書についてお諮りいたします。

議案第85号 豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、ふじえ委員から資料要求がありました。ふじえ委員より資料要求の趣旨説明をお願いいたします。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 第85号についてですが、一般質問でもいろいろ御答弁がありました。今回600人を超える非常勤一般職員の給与、手当の支給方法の大きな制度改正ということで、この条例の規則、まだ案の時点でしょうけど、規則と、あと、2番、会計年度任用職員制度へ移行する非常勤一般職員の実態がわかるものと書かせていただきました。可能な範囲で結構ですので、職種、ずらっとあるかと思えます。あと、その報酬額、それぞれの人数が可能であれば、あと、勤務時間等の実態と書かせていただきました。期末手当が新しく支給される方もどのぐらいいらっしゃるのかなとか、わかる範囲で結構ですので、資料要求をしたいと思えます。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） 当局において資料は用意できますか。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 1番の条例の規則は用意できます。2番の会計年度任用職員制度へ移行する非常勤一般職の実態がわかるものとしまして、職種、その報酬額、それぞれの人数も用意ができます。勤務時間等実態に関しましては、今、議員がおっしゃった期末手当支給の対象の見込み数にかえて用意ができます。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） お諮りいたします。

本委員会として資料要求をすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（毛受明宏議員） 賛成全員です。当局においては速やかに資料の用意を願います。

それでは、資料配付のため、暫時休憩といたします。

午前10時4分休憩

午前10時6分再開

○総務委員長（毛受明宏議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

まず初めに、議案第84号 豊明市地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） それでは、議案第84号 豊明市地方公務員法及び地方自

治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が導入されたこと等に伴い、関係条例において所要の改正をする必要があるからでございます。10件の関係条例がございます、1件は廃止、9件は会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係条項、その他規定の整備をするものでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

1条は非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例を廃止するものであります。2条から第10条までは会計年度任用職員制度の導入により引用する条項の削除、または運用に合わせた規定とするため、各条例を一部改正するものであります。

附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 理事者の説明は終わりました。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この議案84号の2枚めくっていただいて第7条中の18条のところ、真ん中より少し上のところですがけれども、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については2条から前条までの規定にかかわらず、規則で定めるといふふうにあります。当日の申し出で申しわけありませんけれども、この規則を資料要求したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○総務委員長（毛受明宏議員） ごとう委員から資料請求がありました。84号について資料要求がありました。当局において資料の用意はできますか。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 若干お時間をいただければ用意できます。

○総務委員長（毛受明宏議員） どれぐらいですかね。

○秘書広報課長（馬場千春君） 10分、よろしいでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） お諮りいたします。

本委員会として資料要求することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（毛受明宏議員） 賛成多数でございます。当局において速やかに資料の用意をお願いいたします。

ごとう委員にお聞きしますが、審査のほうで影響が出るでしょうか。進めておいて大丈夫ですか。

○ごとう 学委員 大丈夫です。

○総務委員長（毛受明宏議員） それでは、用意でき次第、配付をお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 2枚めくっていただいた先ほどのページですけれども、すぐ下の第8条に関して2つお尋ねをしたいことがあります。

まず1点目ですけれども、第7条は会計年度任用職員の勤務手当を除外する規定で、その理由についてきのうの議案質疑ではたしか任期が1会計年度であるということと、それから、職務内容や責任が異なるという答弁だったというふうに記憶しておりますけれども、任期が1会計年度といっても勤勉手当は半期ごとに、6カ月ごとに支給されるもので、任期1年というのは、6カ月を切るような任期なら考えられるんですけれども、任期1年が1会計年度というのは余り理由にならないのではないかとというのが1点、それから、もう一点、職務内容や責任が異なると。正職員と比べてその度合いが低いと、そういう趣旨だろうと思いますけれども、職務内容や責任が異なるということについては給与がそれ相応の給与で支給されております。給与でもそのことはちゃんと見てあるわけですので、両方とも余り理由にならないのではないかなということ、改めて勤勉手当がなぜ除外されるのか、期末手当だけでなぜ勤勉手当のほうが除外されるのかということについてお尋ねをいたします。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） まず、任期が1年ということで勤勉手当の支給がないのはということなんですが、任期が1年に限られる会計年度任用職員の職務の内容や責任の度合いはやはり正規職員とは異なるというところから勤勉手当の報酬額を定めておりません。

それと、勤勉手当が支給されないのはどうしてですかということですが、済みません、2問目、勤勉手当の不支給の件でよかったですかね。済みません。勤勉手当の不支給につきましても、やはり任期が1会計年度に限られる会計年度任用職員の職務の内容や責任の度合いは正規職員と異なりますので、報酬のほうの定めがございません。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） 資料がそろいましたので、ここで配付をお願いいたします。

続けて質疑がある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 それでは、今の続きで、勤勉手当というのは半期ごとに、その期間、一生懸命働いてくれたよと。真面目に働いたということで支払われるものというふうに理解しておりますけれども、正職員の場合、そういうふうで払われていると思いますが、そういうことではないでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） おっしゃるとおりでございます。また、国のほうのマニュアルによりますと、勤勉手当については期末手当の定着状況等を踏まえた上で検討課題とすべきものという形で示されております。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 国のマニュアルというのは、いわゆる地方自治法でいう技術的助言ですよね。市町村の判断で決める場合の1つの指針ということですので、それなりに尊重はしなければならないと思いますが、従わなければならないということではないというのは例のふるさと納税で泉佐野市が言っているのと同じことですが、そういうことがあの場合でも従わなければならないものではないということは認められておるわけなんですけど、従わなければならない中で豊明市が支給しないというふうに決めた理由は何でしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

藤井行政経営部長。

○行政経営部長（藤井和久君） 今回は非常勤一般職から新しい制度に変わるということでは日本全国が動いている中、近隣の状況を見ても勤勉手当を支給しているところもありませんし、国のマニュアルでもそう書いてあるということで、検討事項というふうになっておりますので、とりあえずは他市町村に倣って現行のルールに従っていくということを決めました。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 そういう均衡ということも給与を決定する場合の重要な条件ですの



で、それは理解できますけれども、ということは、今後の検討課題ということでは間違いないと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

藤井部長。

○行政経営部長（藤井和久君） はい、そのとおりです。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ここで資料が配られたので、資料の説明をお願いいたします。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 先ほどの資料の説明もあわせてさせていただきます。

○総務委員長（毛受明宏議員） これは84号なので、先ほどのごとう委員の要求のほうです。

○秘書広報課長（馬場千春君） わかりました。

では、84号で資料請求をいただきました豊明市パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の説明をさせていただきます。

まず、こちら、2条では1週間当たりの勤務時間を定めております。3条では週休日及び勤務時間の割り振りを、4条では週休日の振りかえ等、1枚おめくりいただきまして、8条では休日についてです。11条では年次有給休暇のこと、1枚おめくりいただきまして、13条に特別休暇、おめくりいただきまして、あと、別表のほうで特別休暇の種類であったりとかを定めております。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 資料の説明は終わりました。

続いて、質疑のある方、挙手願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 ちょっと見る時間を暫時いただいてもよろしいでしょうか、規則を。

○総務委員長（毛受明宏議員） 精読するということですか。

○ごとう 学委員 はい。

○総務委員長（毛受明宏議員） 暫時休憩の動議が出ましたけど、賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○総務委員長（毛受明宏議員） 賛成少数です。

続いて質疑願います。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 まだ規則を隅々まで目を通してなくて済みません、見落としていたらそのように教えていただければいいんですが、育児休業に関しては正規職員の場合は子どもさんが3歳になるまで休むことができるんですが、育児休業に関しては、今規則で見ますと、第10条のところに休暇の種類というところでないんですが、ごめんなさい、ないんでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 中身があるかないかということですけど。

○ふじえ真理子委員 育児休業について、済みません、説明を求めたいです。

○総務委員長（毛受明宏議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 育児休業につきましては、規則の後ろに別表がついておりまして、別表4の特別休暇のところに定めがあります。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 済みません、特別休暇のところにあるのは産前産後休暇になりまして、育児休暇については育児休暇の法律に基づいての制度になりますので、こちらには記載がございません。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 一色委員。

○一色美智子委員 ちょっとどうやって聞いていいかわからないんですけども、身分保障の件で聞かせていただきたいと思います。この会計年度任用職員の制度は1年が任期でありますよね。例えば保育園の現場ですと、民営化にならない限りはずっとその職はあり続けると思うんです。そうやってきますと、人事評価なんかもあると思うんです。そうすると、回数とか、制限なんかも同じようになってくるのか、お聞かせください。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 会計年度任用職員の任期は1年ですが、当然、人事評価をその間に行いまして、2回まで再度の任用をすることができます。そのときの資料等に人事評価の結果は使わせていただき、2回までは再度の任用があり、3回目といいますか、そのときは改めてその職種については公募をするという形になっております。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

青木委員。

○青木 亮委員 第7条の豊明市職員の勤務時間、休憩等に関する条例云々で18条を次のように改めるということで今回規則の資料提供をいただいたんですけども、この中で休暇等の中で年次休暇、いわゆる最初の年というのがありますか。年次休暇、1年後には10日繰り越しで、次が20日までと思うんですけども、一番最初というのは。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 令和2年の4月に任用された方で10月に半年たちまして、初めてそこで10日間の年次休暇、有給休暇を付与されます。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この規則を見ると、この規則はもともと条例だったものが今回規則に変わったということなんですけれども、条例の中には、例えば社会保険とか、災害補償とか、そういった規定がありましたけれども、この規則にはそういうのは載っていませんけれども、それはどのようになったのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 災害補償につきましては、庁舎内の非現業事業所と庁舎内で勤務いただいている会計年度任用職員の方につきましては、豊明市議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の適用となります。また、出先機関の現業事業所の会計年度任用職員につきましては、労災保険、労働者災害補償保険法の適用となります。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 確認ですけれども、法に規定があるので、法と条例でそれぞれ規定があるので改めてこの規則には載せなかったと、そういう御回答でしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） そのとおりでございます。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 先ほどの有給休暇の件なんですけれども、規則のほうで第11条のほうに次の1年間において10日となっているんですけれども、先ほどの答弁ですと半年たってということなんですけど、6カ月以上継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合、次の1年間においてというふうになっているんですけど、ちょっとお願いします。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 具体的な日付を出してお話しさせていただきますと、まず、令和2年の4月に採用された方が10月になりますと10日付与されます。1日も使わずに1年たった場合、令和3年の10月に繰り越せる10日と規則の別表1、第11条関係を見ていただきますと、1年で1日とありますので、この1日をプラスした21日が付与されるということになります。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

青木委員。

○青木 亮委員 第9条の中の一歩下でございますけれども、非常勤職員の給与ということで、どのような方でしょうか、職種というのか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） こちらの非常勤職員としましては、任期付きの短時間職員とパートタイムの会計年度任用職員です。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。もう一回。

○青木 亮委員 もう一度お願いしてください。

○総務委員長（毛受明宏議員） もう一度、済みません、馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 非常勤の職員、第9条の中の第25条、非常勤職員の給与とあります。こちらにつきましては、この非常勤職員はどういった職員だということで、25条のほうに常時勤務を要しない職員とありますが、いわゆる任期付きの短時間職員とパートタイムの会計年度任用職員のことを言っております。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 青木委員。

○青木 亮委員 例えばどのようなアルバイトの方ですかね、任期つきというのは。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 本市ではまだ採用をしておりませんが、任期を決めた短時間の職員という扱いという職種になります。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 青木委員、よろしいですか。

○青木 亮委員 はい。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 また2枚目の真ん中あたり、8条の関係ですけれども、この8条の中のこれは育児休業者が復帰したときに、その間、昇給がストップしていると。昇給調整をするということで100分の100以下ということになっておりますけれども、それを会計年度職員については除外するという規定ですけど、まず、正職員は現在この昇給調整というのは100分の100以下という規定ですけれども、どのように調整されておるのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 後ほど答えさせていただきます。済みません。

○総務委員長（毛受明宏議員） 後ほどということで、ほかにございませんか。

その答弁が必要ということですよ。どれぐらいで。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 期間につきましては、育児休暇取得者は50%で期間の算入をしております。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 そういうふうに正規職員の場合は休暇をとっても2分の1は昇給に反映されるということなんですけれども、会計年度職員はなぜそれが認められないということなのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 1会計年度での任用になりますので、昇給は定めており

ません。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 1会計年度ごとの雇用ではありますけれども、かなりの人が反復して実質継続していくことになると思うんですけれども、そうすると、例えば2年か3年のうちに1回育児休業をとって昇給はなかったというような場合、2分の1昇給ということもあり得るか。必ずしも1会計年度で全ての人がかわっていくわけじゃなくて、同じ人が何年も続く。その間に育児休業ということが出てくる可能性があるものですから、そうすると、そういう場合は調整はやろうと思えばできるということになるんじゃないでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） こちらの育児休業からの復職に関しましては、今言うように1年度という縛りがあることもありますが、会計年度任用職員につきましては経験加算ということで、採用するときに過去の経験分を加味しての給料の決定をしておりますので、この育児休業復帰のところの昇給調整は現在のところ定める予定はありません。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 そうしますと、育児休業から復帰したことの調整ではないけれども、その調整相当分が雇用を繰り返していく場合の前歴として、例えば半年なら半年働いて育児休業をとったというような場合は、その半年働いたということが次の経験加算で反映されるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） そのとおりでございます。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 正職員と比べて会計年度職員は勤勉手当が支給されないとか、あるい

は育児休業からの復帰時に昇給調整措置がない。これは先ほど、もし継続されれば前歴加算で見えていただけるといようなことでしたけれども、正職員との間で不平等があることは否めないと思います。この会計年度職員の制度全体として見ればプラスの面がありますので反対まではしないけれども、先ほど勤勉手当については課題として捉えるということでしたので、そういったことを十分認識して今後また研究をしていっていただきたいということをお願いして、賛成の討論といたします。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第84号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第84号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第85号 豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） それでは、議案第85号 豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定める必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

第1条でこの条例の趣旨を、第3条では別表に掲げる報酬表を定めています。第6条、第7条で月額、日額、時間額の報酬の額、報酬の支給について定めております。第9条、第10条で通勤と旅行に係る費用弁償を定め、第11条、第12条、第13条では時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬を定めています。第15条には期末手当に関する規定を定めております。

附則としまして、この条例は、令和2年4月1日からの施行と地域手当相当額に関する特例を定めております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 議案85号について資料要求が出ておりまして、3つの資

料が出ております。続いて説明を願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） それでは、お配りいたしました資料の説明をさせていただきます。

資料ナンバー1は、パートタイム会計年度任用職員の条例に基づき定める規則の案になります。こちらの規則では第2条に報酬表の適用範囲を定め、第7条では通勤に係る費用弁償、第10条では期末手当について定めております。

続きまして、資料ナンバー2の①は令和元年10月1日現在の非常勤一般職の報酬額の一覧表です。職種ごとの報酬額の一覧表になっております。

資料ナンバー2の②は非常勤一般職の所属別人数一覧です。所属ごとの人数になっております。

資料ナンバー2の③は令和2年度の期末手当支給見込み対象者数です。こちらは予算上の数字であり、現在、財政当局とのヒアリング中でもあるため、変動する可能性がございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 私のほうも3つの資料と言いましたが、4つということで訂正を願います。

理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 規則とその他の資料を3枚、ありがとうございます。

今回、社会保険料を含めて1億数千万、一千数百万だったか、上がると答弁が本会議場でもありましたけれども、この資料で職種別は書いていただいたんですけど、人数が出ない理由は、書いていないんですけど、何か理由はありますか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 人数につきましては所属の課ごとで把握をしておりますので、それぞれの職種が複数課にまたがっておるところの集計というものは持っておりませんので、今回、所属ごとの人数の表を提供させていただきました。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。



一色委員。

○一色美智子委員 今まで、非常勤、非正規職員で働いていらっしゃる方たちの賃金が物件費として計上されてきたと思うんですけれども、今後はどういうふうになるのか、お聞かせください。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 1節の報酬になります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 議案に豊明市パートタイム会計年度と書いてあるんですけど、フルタイムは何名ほどいますかね。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） フルタイムは本市はおりません。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 フルタイムはないからパートタイムという表記をしてあると理解すればいいですか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） そのとおりでございます。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この前の本会議の議案質疑の中で今回の会計年度任用職員の制度の導入によって今までよりも給与の下がる人がいるということでしたけれども、それはどういう職種なのか、あるいは人数はどのくらいになるのか、わかる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 下がる職種につきましては、月額の方で13職種、時間額の方で11職種になります。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 5条の2、地域手当相当額は基準額に100分の15を乗じて得た額とする  
と、100分の15。一番最後の附則のほうに第5条第2項の100分の15を超えない範囲内で市  
長が規則で定める割合と書かれておりますが、100分の15でいいんですかね。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 条例のほうには規則で定める割合と書いてありまして、  
給与及び費用弁償に関する規則の附則、3ページ目の附則をごらんいただきますと、第3  
条のところにパートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例附則第2条  
の規定によりということ、こちらで100分の10と定めております。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほどの質問で下がる人の職種、月額で13職種、時間で11職種という  
ことですが、合わせて24職種あるという解釈でいいのかどうかということ、まず、それ  
から。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） そのとおりでございます。

○総務委員長（毛受明宏議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほど人数もお願いしたんですけど、人数、正確なのがわからなけれ  
ばおよそでも結構ですので。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 人数のほうはちょっと把握をしておりません。所属ごと  
の人数の提供ですので。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 把握していないということは、何十人なのか、何百人なのかもわから  
ない、そのくらい全く把握ができていないということなんでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 今手元には資料がございませんので、お答えができません。

○総務委員長（毛受明宏議員） 手元に資料がないということで、必要ですか、ごとう委員。

○ごとう 学委員 これは重要なことなので、1桁までわからなくてもいいですけど、おおよその数はちょっと知りたいと思います。

○総務委員長（毛受明宏議員） おおよその数ということで。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 後ほどお答えさせていただきます。

○総務委員長（毛受明宏議員） 後ほどお願いします。

ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 期末手当の対象者は先ほど資料をいただいた288人ということで、六百七十何人のうちの288人が対象と、そういうことでよろしいでしょうか。確認です。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） そのとおりでございます。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

青木委員。

○青木 亮委員 宮本さんの一般質問の中で、今のパートさんの給料がこれで変わるということで、8,400万でしたか、上がるということなんですけれども、例えばこの規則案というものをちょっと見させていただいて、別表第1の行政職報酬表（一）、一般事務、大卒で号級が9、幾ら成績がよくても上限が9ということで、値上がりはないという意味でよろしいでしょうか、まず。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） そのとおりでございます。上限額までということですよ。

○総務委員長（毛受明宏議員） 青木委員。

○青木 亮委員 例えば一般事務職員で大卒の方が今現在もおみえかと思いますが、今回の改正で上がりますか。どの程度上がります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 金額のことでお話しさせていただきますと、一般職員の一般事務員の報酬額が現在926円ですが、来年度の単価は上限で1,046円になります。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 今の確認なんですけど、職種によって上限額が決められているということは、それ以上上がらないと捉えればよろしいですか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） そのとおりでございます。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今の大卒の例が出ましたので、大卒を1つの例として私もお聞きしたいと思えますけれども、大卒の初任給はこの議案の行政職給料表、俸給表（一）がありますよね。これの大卒の初任給と上限はどのようになるのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 会計年度任用職員の職種の一般事務員ということによろしいですか。会計年度任用職員の一般事務員は大卒であれば基礎号給1の9ですので、今の条例のほうの別表の報酬表の（一）、行政職報酬表（一）の9号給の欄になります。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 確認ですけど、4年制大学で1の9が初任給ということですか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 正規職員の……。

（じゃなくて、会計年度任用職員で……の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 会計年度任用職員の4年制大学卒で採用した場合の最初の1年目の格づけですね。要するに初任給は。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 一般事務員でよろしいですか、職種は。一般事務員の場合ですと1の9になります。職種によって上限が変わりますので。

○総務委員長（毛受明宏議員） 一般事務員のことを課長は今言っておられる。

○秘書広報課長（馬場千春君） 一般事務員の場合は1の9になります。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ごとう委員は大丈夫ですか、それで。

○ごとう 学委員 例えば保育士の場合ですとどうなりますか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 保育士の場合は月額保育士が規則の4枚目のところに月額の担任保育士、保育士とございますが、保育士の場合ですと4年の大学を出て……。規則の4枚目のところの表をごらんいただきたいと思います。

○総務委員長（毛受明宏議員） 後からもらった資料の4枚目ということですけど。

○秘書広報課長（馬場千春君） 給与及び費用弁償に関する規則の4枚目に表がございまして、上から3職種目に保育士が入っております。

○総務委員長（毛受明宏議員） 4枚目の裏の上から3段目。

○秘書広報課長（馬場千春君） そうですね。ごめんなさい。4枚目の裏です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 そうしますと、17号給ということですか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） そのとおりでございます。

○総務委員長（毛受明宏議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 17号給で採用されて、経験を積んでいって上限はその右側のそこからさらに17号ということでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 今の保育士の場合ですと上限は25となりますので、経験が1年間で4号給上がりますから、1年たてば17から4上がってというような形になります。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

藤井行政経営部長。

○行政経営部長（藤井和久君） 先ほどの回答漏れのあった件ですけれども、報酬が下がった職種は複数あるんですけれども、任用日数等で期末手当が支給される人が多いため、年収ベースではほとんど超えております。細かい数字が出ないかということなんですけれども、職種ごとによって人数等までしっかり把握をしていないものですから細かい数字はちょっと言えないんですけれども、数は少ない、十数人ぐらいではないかという想定なんですけれども、そんなにたくさんは、100人を超えるような人はもちろんおりません。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） よろしいですか、ごとう委員。

○ごとう 学委員 はい。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほどの保育士の最初の号俸と上限をお聞きしました。17から25までということですね。正規職員の場合はどのようになっておりますでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

（発言する者あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） ちょっと待ってください、マイクのスイッチが入っていないので。ごとう委員、もう一回。

○ごとう 学委員 もう一度。先ほど、会計年度任用職員の最初が17号で上限が25と、4年制の大卒の場合というふうにお聞きしましたので、それとの比較でちょっとお聞きしたいんですけど、正職員で保育士で入ってきた場合は初任給はどれだけで、その後、昇格していきますよね。その昇格はどのようになるかということとあわせて教えていただきたい。

○総務委員長（毛受明宏議員） わかりますか。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 大卒で一般事務で保育士で入ってきた場合は1の29が、4年大学で1の29がスタートになります。1年ごとに4号給昇給していきますので上がっていくんですが、こういった上限は定められておりませんので、その等級の多くなっているというんですか、昇格にならなければそのまま給料表の等級が多くなるという形になっています。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 昇格がなければそのままずっと1の93まで行くというのはわかりませんが、一般職員の場合。一般的には途中で主事になる、あるいは主査になるということで、ほとんどの職員がそれで上がっていていると思いますが、それを教えていただきたいと思います。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 1級から主事補がスタートしまして、3年で2級になり、そこから5年で主査、3級になります。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今回のこの条例を制定されることによって、来年度以降、総支出に占める人件費の割合というのはどういうふうになるのでしょうか。先ほどは物件費ということが出たんですが、ちょっと全体的なことなんですけど。

○総務委員長（毛受明宏議員） 藤井部長。

○行政経営部長（藤井和久君） まだ今、令和2年度の予算を策定中ですので、予算総額が幾らになるかもまだ報告を受けていないので、ちょっとそこまでは出しておりません。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 一般質問でも質疑、答弁があったんですが、事業主負担が約3,000万円増になるよと。8,400万と合わせて約1億4,000万ぐらい来年度から固定費として必要になるということで、その財源の捻出については現時点でどういうふうにお考えでいらっしゃるのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

藤井部長。

○行政経営部長（藤井和久君） 当然予算には限りがありますので、必要な事業は当然やっていますけれども、必要のない事業はやはり整理をしてその費用を捻出するということになるかと思えます。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 支出が、出ていくのがこれだけ来年度から大きく一気に上がるので、先ほど、何かサービスを削るのか、借金をふやすのか、どうやってこの1億4,000万というのを捻出していくのかというのも具体的に今の時点で知りたいんですけど。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 全国市長会などを通じまして国のほうへ交付税などの措置の要望をしている段階ではありますが、そういったことで国のほうへのアピールもしていきたいと思っております。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 今、パートさんは何名で、対象のパートさんは何名になるか、数字を教えてください。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 4月1日現在の非常勤一般職員は664名です。その非常勤一般職員は会計年度任用職員への移行になりますので、おおむね同じぐらいの人数の職員というふうに判断しております。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと質問の仕方が悪かったです。対象になるというのは意味がちょっと違ったんですけども、いただけるという、もらえるという。

○総務委員長（毛受明宏議員） わかりやすく質疑してください。

○三浦桂司委員 664名全員がふえるわけではないと思うんですけども……。

（増額の声あり）

○三浦桂司委員 増額になる分ですね。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 先ほど部長のほうからも御回答させていただきましたが、期末手当の支給がありますので、ほとんどの職種で現状維持かそれを超える報酬額になります。

終わります。



○総務委員長（毛受明宏議員） そろそろ1時間たつんですけど、まだ質疑はありますか。  
ここで10分間の休憩といたします。

午前11時1分休憩

午前11時11分再開

○総務委員長（毛受明宏議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。  
質疑のある方は挙手願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 1年目のいわゆる初任給ですよね。初任給が先ほどの4年制の大卒の保育士の場合は例でいうとこれが17号ですか、17号、16万5,900円ということで、正職員の大卒の初任給18万8,000円、29号の18万8,700円と比べて相当な差があるわけですが、同じ大学4年を出て保育士の資格を持って入ってきて、会計年度任用職員と正職員の間でこれだけ大きな格差があるということについては、それは理由はどういうことでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 会計年度任用職員はやはり任期が1会計年度に限られ、職務の内容や責任の程度は常勤職員とは異なる設定とすべきものであることから、報酬の水準に一定の上限を設けることが適当であると判断し、上限を設けております。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 そうすると、保育園へ保育士の資格を持って4年制大学を卒業して入ってきた人でも保育士とは違う仕事をさせる、違うというか、レベルの低い仕事をさせるという、そうじゃないと待遇とつり合いが合わないわけですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 業務の内容につきましては、会計年度任用職員の職種の中でも今回見直しを一部した部分もございまして、その業務の内容に見合った報酬額ということで定めております。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 会計年度任用職員の更新の場合、勤務評定に基づいた成績で行うと思いますけれども、そうすると勤務評定の内容も正職員とは違ってくるといえるのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。  
馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） そのとおりでございます。  
終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほど、下がる人はほんの十数名ぐらいだろうということですが、下がる人があるということでしたけれども、経過措置、それについての経過措置は今回は考えられていないのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） まず、数十名ということでしたが、下がる職員については数字のほうがもう少しふえるような感じであります。済みません、まだちょっと把握ができておりませんので回答できないんですが。

○総務委員長（毛受明宏議員） 藤井部長。

○行政経営部長（藤井和久君） 先ほどの私の回答で十数名と言ったんですけれども、もう少しいるという意味で、物すごいふえるという意味ではもちろんありません。

それから、経過措置については考えておりません。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今回この条例が制定されることによって、今、保育士不足、現時点での数字は把握していないんですが、ほかの職種でも人材の人手不足という傾向にあるのかどうかということと、この制度が始まることによってそういった人手不足の解消というか、よりプラスに働くという考えでよろしいでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 報酬の額につきましては、保育士につきましては、近隣の尾三地区とも協議をしましておおむねのラインをそれぞれ定めておりますので、大きく近隣とは差がございません。あと、その金額を見ての公募になりますので、それを見て職員として応募する方が判断をして申し込むというような形になります。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今、公募というお話があったんですが、仮にこの条例が制定された後、来年の4月までもう3カ月しかないんですが、採用の募集だとか、方法というのはどういうふうにしていかれるんでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） まず、1月号の広報で大きな制度が変わりますという説明をさせていただきまして、この議会でお認めいただき条例が制定になりましたら、速やかにそれぞれの職種の細かい内容をホームページのほうで掲載させていただき募集をかけていく予定であります。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 結構タイトな期間かなというふうに感じているんですが、あと、この会計年度の制度が始まると、最初の1カ月間は試用期間というのがあるようなことをどこかで見たんですが、それでよかったですか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 条件付きの採用期間となります。1カ月間は条件付きの採用期間です。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 経験加算はしていただけるというか、されるように聞いておりますけれども、いわゆる異業種の経験がある場合、これは市の一般の職員でも採用される場合に異業種の場合は、現在どういうふうになっておるか知りませんが、私の記憶では80%以内ぐらいで経験加算をするというのがあったと思いますが、この会計年度任用職員についてはどのようになるんでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 類似の職であれば100分の100で、あとの職種であれば減

じて経験加算を見るようになっております。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

青木委員。

○青木 亮委員 会計年度職員ということでありますので、3月31日で、いわゆる契約書があるわけじゃないもんですから、その時点で切れると思うんですが、再度雇用する場合、例えば今年度でもそうなんですけど、3月31日、今現在の臨時職員さんを新しく制定される条例に移行させるには、意思表示というのか、そういうようなことをされるんですかね。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 令和2年の4月から新制度が開始になりますので、現在の非常勤一般職は3月31日で終了という形になります。改めて、皆さん、応募をしていただく形で、それぞれの課で選考をしていくことになります。そして、新しく会計年度任用職員として採用するという形になります。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 先ほど採用の募集や採用の方法のことに触れたんですが、例えば今までと変わる表記、ホームページとか広報でも載せていくとおっしゃったんですが、例えば上限、報酬が号給で、例えば高卒で入った報酬額、5年後にはこのぐらい、でも、上限はここまでだよということも含めたそういう勤務条件もオープンにして職種ごとに募集をされるという情報の出し方はどんなふうでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 報酬額につきましては、最低から上限までの金額、幾らから幾らまでというような表示になろうかと思えます。あと、個別での経験加算につきましてはおのこのケースで変わってきますので、そういう経験加算もつきますよということとは表示をしていきます。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 議案第85号について賛成の立場で討論をいたします。

同学歴でも初任給がかなり低く設定されております。それで、昇格、いわゆる上の等級へ上がっていくということがありません。それから、昇給ですね。これは号俸が上に上がっていく。昇給もわずかで頭打ちになるという点を見ると、正職員と比べて依然として大きな格差があるというふうに思います。そういった格差を前提とした制度なら、仕事をさせていただく場合、日常の業務の中でも不相応に過重にならないように、今までそういう例があるということをよく聞いておりますので、パートの身でありながら正職員と同じ仕事をさせられるというような、そういう事例があるということを知っておりますので、その点については十分指導していただいて、勤務評定も先ほど質問しましたけれども、そういうことを前提とした評価をしていただくということをお願いしておきたいと思います。

それから、今回の改正で現在働いている人の待遇が現在より悪くなる。制度改正で悪くなるというのは、これはどうかと。どうかと。あつてはならないことだというふうに私は思います。二、三年前だったと思いますけれども、補助教員の報酬を時間単価から月額にするときに実質切り下げが行われましたけれども、現在いる人はそのまま、そして、新しく入ってくる人から新しい引き下げをした報酬月額にするというような運用をしたということがあります。同じ人事があるときは経過措置的なことをやったり、あるときはやらなかったりということではいけませんので、これは規則の運用の問題ですので、まだ時間がありますので十分検討していただきたいというふうに思います。

問題はいろいろありますけれども、改善される面もありますので、賛成といたします。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 会計年度任用職員、多数、大多数ですか、多数が報酬が上がると聞きました。同一労働同一賃金とよく言われておりますので、その部分、喜ばしいことも一部ありますけれども、今回、資料請求がなかったら地域手当に係わる報酬、議案では100分の15を超えない範囲で規則で定めるとは書かれておりますけれども、数字がわかりませんでした。こういう場合、事前に資料を提出していただくことを要望して、賛成といたします。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 会計年度任用職員制度に関する議案であります。非常勤職員とか、パートタイマーさんも含めて、今まで地方公共団体ごとに任用基準がそれぞれにあったのが今回新たに会計年度任用職員という統一的な取り扱い基準を設けようとするものであります。国のほうでガイドライン等が示されておりますので、また、臨時職員等の待遇改善も長年の課題であったことから、今回、大きな改善となることも多いと思います。

ただ、実際の雇用の継続ということで、この会計年度任用職員制度ができたことによって上限2回というのがすごい強調されることによって、今まで積み重ねてきたさまざまな経験とか、ノウハウなど、そういうものが継続されなくなるのではないかなという心配が出てくるかなということがありますので、そういうことがないようにお願いをいたしまして、賛成といたします。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 議案第85号について賛成の立場で討論いたします。

これまでの非正規のパートさんたちの処遇を一定程度改善させる方向で動いているというのは評価できます。

あと一点、質疑の中で今後の負担の金額が1億4,000万と言ったんですが、約1億1,400万というふうに、ごめんなさい、ここで訂正を。

今後、全体の支出のうち、来年度の当初予算が今まだ編成中ということでなかったんですが、全体の総支出に占める人件費の割合が今後議会としてもどういうふうに推移していくのかというのは、この大きく変わる制度改正もありますので、チェックが必要だなと思います。

あと、募集、先ほど採用の募集の件も広報やホームページ、お聞きしました。制度がちょっと複雑というのか、自分に関する職務内容であれば、そこだけしか見ないんですけども、先ほどの報酬額の幅があるよとか、いろんな条件、手当のつくもの、つかないもの、いろいろありますので、わかりやすく募集をしていただきたいと思います。そして、少しでも人手不足をフォローするふうに動いていっていただければと思います。

あと、支出がふえるということは、何かサービスを削るのか、借金をふやしていくのか、身を切る行財政改革も必要だというふうに思います。

以上で賛成といたします。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第85号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(毛受明宏議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第85号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第88号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

馬場課長。

○秘書広報課長(馬場千春君) それでは、議案第88号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、人事院勧告及び地方公務員法の改正に伴い改正する必要があるからでございます。

令和元年の人事院勧告では給料表が平均0.1%の引き上げ、勤勉手当が0.05月分の引き上げとなり、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げ、その原資を用いて手当額の上限を引き上げることとなりました。人事院勧告に基づいては、給料表、勤勉手当、住居手当を改正するものでございます。また、成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、あわせて改正するものでございます。

それでは、議案に基づいて説明をいたしますので、1枚おめくりください。

第1条は主に勤勉手当の支給割合と給料表の改正です。12月に支給する職員の勤勉手当の支給割合を100分の92.5から100分の97.5に改正することとしております。さらに、別表として次ページから改正後の給料表を掲載しており、平均として0.1%の引き上げとなっております。

続きまして、第2条の説明をさせていただきますので、給料表を全部おめくりいただいた次の第2条をごらんいただきたいと思います。

第2条は、成年被後見人等に係る欠格条項の削除及び字句の改正をするものでございます。

第3条は、住居手当の対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に、手当額の上限を2万7,000円から2万8,000円に改正するものでございます。また、令和元年6月と12月に支給する期末手当の支給割合が異なっていたものを令和2年の6月と12月は同じくするよう100分の95に改正をするものでございます。

附則といたしまして、第1条、第2条は公布の日から施行し、第1条の規定は平成31年4月1日からの適用、第2条の規定は令和元年12月14日から適用することとしております。

第3条につきましては令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今回の改正で平均的な職員の年収がどのくらいふえるかということと、それから、人件費全体としてはどのくらいふえるのかということをお尋ねしたいと思っております。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 人件費全体としては約1,100万円の増額となります。

年収の平均につきましては、後ほどお答えさせていただきます。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 後ほどお願いします。

ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 なかなか理解が難しいんですけど、2条の成年被後見人と同保佐人の改正内容というのは、従来だと失職する者が失職の対象にはならなくなったというふうに考えればよろしいのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） そのとおりでございます。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

藤井部長。

○行政経営部長（藤井和久君） 先ほど後ほど回答しますというお答えをしたんですけども、ちょっと今そういったものを準備しておりませんので、すぐには回答ができません。申しわけありません。

○総務委員長（毛受明宏議員） すぐにはできないということなんですけど、ごとう委員、いかがでしょうか。

○ごとう 学委員 それはまた後で教えていただくということで、ちょっと1つ。



○総務委員長（毛受明宏議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ちょっとよくわからなかったんですが、この条例の適用が12月14日というふうになっておりますけれども、後ろから2枚目のところですね。後ろから2枚目の上のほうで31年4月1日から適用する部分と2条による改定の部分、この部分が12月14日からというのは、法施行日か何かと関係があるのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 成年後見人の改正については12月14日ということで、法改正のかげんで適用を12月14日にしております。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

先ほどのやつは後ほどということによろしいですね。

それでは、質疑はこれにて終結しても大丈夫でしょうか。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第88号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第88号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第89号 豊明市職員の旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） それでは、議案第89号 豊明市職員の旅費に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方公務員法の改正に伴い改正する必要があるからでございます。

それでは、議案に基づいて説明をいたしますので、1枚おめくりください。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する

る法律により地方公務員法が改正され、第16条第1号に欠格条項として定められておりました成年被後見人、または被保佐人が削除されたことに伴う改正と一部文言の整理を行うものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和元年12月14日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第89号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第89号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第93号 令和元年度豊明市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） それでは、議案第93号 令和元年度豊明市一般会計補正予算書（第6号）のうち、秘書広報課が所管するものについて御説明いたします。

補正予算書の15、16ページをごらんください。

15ページの上段、2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費を885万円減額いたします。

16ページの説明欄をごらんください。

一般職給を427万1,000円、地域手当を93万8,000円、超過勤務手当を127万8,000円、期末手当を236万3,000円減額いたします。これは当初予算時の給料、手当額の職員配置に対しまして異動による実配置科目への予算配分のため減額するものでございます。その下の共済組合等に関する減額も同様の内容でございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 中村企画政策課長。

○企画政策課長（中村泰正君） それでは、企画政策課所管分の御説明をしますので、補正予算書の15ページ、16ページの中段をごらんください。

2款1項8目 企画費、14節 使用料及び賃借料として22万円の増額となります。16ページ中段、企画事務事業の説明欄、自動応答サービスシステム使用料22万円は、チャットボットの本格導入に伴い毎月の使用料等を計上するものでございます。

続きまして、5ページをごらんください。

第3表、債務負担行為補正の最上段、第5次総合計画中間見直し業務委託事業354万5,000円は、現計画が令和2年度末で5年経過することに伴いまして、現状の効果検証を行い、必要な点を見直すため補正をするものでございます。

その下段、まちづくりアンケート調査業務委託事業142万5,000円は、第5次豊明市総合計画の実現に向けて計画の達成度を評価するために設定されたまちづくり指標の現状値を把握、分析することを目的とした調査でございます。

以上で企画政策課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 水野市民協働課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 続きまして、市民協働課所管部分について説明をさせていただきます。

15、16ページをごらんください。

一番下、2款1項11目 市民活動推進費、2 都市・国際交流事業、12節 役務費で1万2,000円、13節 委託料で24万2,000円、18節 備品購入費で8万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは住民の多国籍化に対応するために翻訳機の導入と電話による3者間通話での翻訳業務を行うためであります。

1枚おめくりください。

2款5項3目 諸統計調査費、1 諸統計調査事業、1節 報酬で35万5,000円、7節 賃金で3万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは調査員等の人件費単価のアップ分と全国消費実態調査が今年度、全国家計構造調査に変更されたことによるものです。

続きまして、歳入を御説明させていただきます。

9ページ、10ページをお開きください。

中段、14款4項4目 総務費国庫交付金は、歳出で説明いたしました翻訳業務に対する国の補助金となっております。

1枚おめくりください。

一番下の段、15款3項1目 総務費委託金は、歳出で説明いたしました各統計調査の補助金となっております。

続きまして、5ページ、6ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正の追加の表、真ん中、通訳業務事業です。今回補正を上げさせていただいた翻訳業務につきまして来年度までの債務負担行為を予定しております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） 塚田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 続きまして、防災防犯対策課が所管するものについて御説明いたします。

25ページ、26ページをごらんください。

中段でございます。9款1項4目 災害対策費、災害対策事業の消耗品費162万8,000円の増額計上は、災害時に活用する防水シートを災害対策本部の備蓄分として配備する経費129万8,000円と合わせまして、昨年度に各地区の自主防災組織へ配備しました防災シートと合わせまして、シートを固定するなど、非常時に使用するロープを追加配備するための経費33万円となるものです。

続きまして、歳入を説明いたしますので、11ページ、12ページにお戻りください。

中段でございます。15款2項7目 消防費県補助金、災害対策費補助金の愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金100万円はブロック塀等撤去事業費補助金に4分の1充当されるものです。これは今年度、愛知県がブロック塀等撤去事業費に対する補助制度を新設したためによるものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 続きまして、財政課所管部分について御説明申し上げます。

歳出より御説明いたします。

31ページ、32ページの中段をお願いします。

12款 公債費、1項1目 公債費元金償還事業、長期債元金852万6,000円でございます。これは平成30年度の新規発行債を出納整理期間に発行していることから、新規分の元金は当初予算に見込んでおりませんので、その分を計上したものなどになります。

続いて、その下の2目の長期債利子225万4,000円の減額でございます。これは平成21年度債であります臨時財政対策債の利率が1.3%だったものが0.002%に見直しになったことなどによる減額補正でございます。

続いて、下段の13款 諸支出金、1項1目の財政調整基金積立事業、財政調整基金積立金は5億5,866万3,000円を増額補正するものです。このたびの積立額をお認めいただきますと積み立て後の財政調整基金残高は37億237万3,000円となる見込みでございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、7ページ、8ページにお戻りください。

10款 地方交付税、1項1目の普通交付税2億9,505万4,000円でございます。これは令和元年度の普通交付税額が10億1,505万4,000円の決定を受け、この交付決定額と当初予算額との差額を増額補正させていただくものです。

続きまして、13ページ、14ページの中段をお願いします。

19款 繰越金、1項1目の前年度繰越金6億2,420万4,000円は、歳出合計12億9,653万2,000円に充当いたします特定財源と6億7,232万8,000円を除きましたこのたびの歳出補正予算の一般財源となるものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑をされる方はページ数を示してからお願いしたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 まず、5ページの債務負担行為補正の表ですけれども、一番上の第5次総合計画中間見直し業務の委託の関係ですけれども、この業務の仕様ですね。どんなことをやるのかということを中心に御説明をお願いしたいと思います。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 大きく2つございます。1つは計画から5年たちますので、指標等を設定されておりますので、そこの分析をするということが1点でございます。それから、もう一つは、この計画が役割期待値というものがありまして、これを機会に市民の方を対象にワークショップを実施して、改めてそういった期待値の再認識をしていただきたいということが主な内容となっております。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 今の5ページの第3表の債務負担行為の追加の補正ですけれども、354万、28年度から始まった見直し事業と聞いておりますけど、同じ業者となりますかね。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） これは入札になりますので、事業者については現時点では未定でございます。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 補正予算書15、16ページの市民活動推進費の翻訳用タブレット購入8万8,000円についてお聞きします。このタブレットですけれども、台数とどこで使うのか。窓口業務のみで使うのか、どこでまず使うのか、お願いいたします。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） タブレットの台数については1台となります。現在、市民課のほうに外国人の受付窓口がございますので、そちらに置かせていただく予定です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 あと、何か国語がカバーできるのかということと、なぜタブレットなのか。今スマホとかでも翻訳はあるんですけども、タブレットにした理由をお願いします。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 何か国語かという御質問の答えのほうは、国のほうの補助がつくのが11カ国語以上となっておりますので、11カ国語以上のものを検討しております。

それと、なぜタブレットにしたかということなんですけれども、スマホですとやはり画面が小さいものですから、タブレットの大きさで、そこにアプリを入れる形を考えております。アプリのほうで声、それから、記入、どちらでも翻訳できるようなものということを考えております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 3者通話ということですが、オペレーターがいるというイメージで

いいんでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） オペレーターを通しての3者間通話となります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 今のところと同じなんですけど、5ページに戻りますけれども、債務負担行為の補正、追加の通訳業務事業ですね。ここだと思うんですけれども、13カ月にしたとお聞きしましたのと、自動翻訳機は方言とか滑舌がよくなくても通訳していただけるものかどうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） やはり機械ですので、はっきり短くわかりやすく発音していただかないと正確な通訳はできないのかなと思います。

以上です。

（債務負担行為の声あり）

○市民協働課長（水野美樹君） 済みませんでした。答弁漏れです。13カ月にした理由ですけれども、年度末、年度初めについては転入出が多いものですから、できればそちらに間に合うようにということで13カ月ということで債務負担行為をお願いしたものです。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 13カ月というのは今年度の3月からという意味ですか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 3月の導入を目指して事務を進める予定です。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この通訳の関係で10ページのほうに国庫交付金で21万4,000円の財源が入ってきているわけですが、このメニューはつい最近示されたものなのか、もともとあったものを今回活用したということなのか、その辺についてお願いします。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） この交付金自体はもともとあったんですけれども、最近、規模が拡大をしまして、豊明市も人口規模で切られていたんですけれども、今回、少ないところでも該当するというので豊明市も該当することになりましたので、交付金の申請をいたしました。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 7ページ、8ページの地方交付税の確認なんですけれども、先ほど聞き漏らしたのか、地方交付税2億9,500万強、臨時財政対策債は9月の議会で8億8,600万と聞いております。上限まで利用すると。令和元年度の普通交付税は10億1,500万の通知が来たとも聞きました。2億9,500万というのは決定額と当初予算の差を増額補正したと理解すればよろしいですか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） そのとおりでございます。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今回ふえてきたのは交付税の需要額でいうとどういうところがふえたということになるのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） 当初予算との差額ですので、どこがふえたとか、そういうことではありません。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 25、26ページの災害対策費の消耗品費162万8,000円です。先ほど御説明がありました防災シート、保管は防災倉庫に保管をする。ロープなんですけれども、なぜロープなんですか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。



塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） シートのほうは昨年、各地域の自主防のほうの倉庫にお配りしました。うちのほうの災害対策本部の在庫分といたしまして、選管倉庫、防災倉庫のほうに保管するものを今回購入いたします。

ロープにつきましては、ことしも昨年も豪雨に遭った際に住民の方たちが屋根の一時的な補修をする際にブルーシート、防水シートを上を敷きます。そのときに必要であろうかという縛るときのロープのほうを今回買いまして、各自主防災の倉庫に配備するという事です。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 ブロック塀の補助が県が4分の1分加わったということで、今回、財源振替が行われております。歳入のほうで12ページに愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金ということで100万円上がっておりますが、この補助金というのは今の豊明の制度、撤去のみ対象、それから、補助は2分の1で10万円が上限というこの枠の中でしか、今はその事業ですのでそれが対象になっておると思いますが、この補助制度はその枠の中でなければ補助がつかないということなんでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 今現在、うちのほうである補助要綱のほうに関して県のほうの補助金は対象となります。議員の言われる、うちのほうの補助対象以外のことについても対象になるかということが多分言われているかと思うんですけども、それについてはうちのほうで制度を変更するときの場合についてちょっと確認したいと思えます。今の段階では確認はしておりません。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 13、14ページの19款1項 繰越金ですけれども、これも前年度の繰越金6億2,400万強ですけど、歳出の合計が12億2,420万、歳入の合計が12億9,650万強と聞きましたけれども、特定財源の6億7,200万円を除いた歳出の補正の一般財源分ですよね。違いますか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） 一般財源となります。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 25、26の先ほどのブルーシートとロープのところですが、ブルーシートが200枚、ロープが40本というメモがしてあるんですが、それで正しいかどうかと、あと、ロープは各自主防災組織のほうへということなんですが、120を超える自主防災組織があるんですが、これは手挙げ方式なのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） ブルーシートのほうにつきましては今回200枚買入れます。ロープにつきましては400巻きですね。400の束です。それにつきましては、自主防災の団体数は122の団体がありますので、そこに配付をいたします。約1団体につき3巻き、1巻きについては200メートルとなります。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） 400巻きということですね。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 400巻きです。

○総務委員長（毛受明宏議員） 巻きですね。

ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第93号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第93号のうち本委員会所管部分については、全会一致により、原案のとおり可決すべのものと決しました。

続いて、議案第98号 豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

青木市民課長。

○市民課長（青木由美枝君） 議案98号、豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い必要があるからであります。

それでは、内容について御説明いたしますので、1枚おめくりください。

第2条第2項では印鑑の登録を受けることのできない者について規定していますが、第2号の「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めます。また、そのほかには第6条で規定していました磁気ディスクで調整する場合に「記載」を「記録」と読みかえることを第5条で規定するなど、所要の規定を整理するものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和元年12月14日から適用するものであります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 成年被後見人から意思能力を有しない者になることで何が変わるのかということを説明をお願いしたいと思います。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

青木課長。

○市民課長（青木由美枝君） 今までは印鑑の登録を受けることができないということで、成年被後見人である者については一律除外をされておりました。そちらのほうが今回の改正により、成年被後見人であっても全ての人がそれだけで印鑑の登録ができないということではなく、個別に意思能力の有無を判断してということで印鑑が登録できる方が出てくるということでもあります。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 個別に意思能力のある人を判断するというその基準は、どのように定められるのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

青木課長。

○市民課長（青木由美枝君） 具体的には法定代理人が同行の上、成年被後見人本人が来庁して印鑑の登録の申請をする場合については意思能力を有しているというようなふう  
に判断をして申請を受けることとなります。よって、それ以外については意思能力を有し  
ないというようなふう  
に判断をするものであります。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第98号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第98号は、全会一  
致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出させていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午後零時閉会